

### まん延防止等重点措置解除後の対応について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、このたび本県に出されていたまん延防止措置が解除になりました。しかしながら、感染拡大が落ち着いてきている状況とはいえ、気を緩めることなく引き続き感染防止対策に十分留意したいと考えております。

本校の取り組みについては、令和3年6月21日付け文書にてお知らせしておりますが、令和3年7月9日付けで「まん延防止等重点措置解除後の県立学校における対応について」の通知がありました。基本的には、前回の通知と大きく変更されることはありませんが、この通知を踏まえて「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に十分な感染防止対策を実施したうえで下記のとおり教育活動を実施してまいります。

### 記

#### 1 学校教育活動【令和3年7月12日（月）以降】について

##### (1) 児童生徒の登校前の健康観察の徹底

- ・ 毎日の登校前の健康観察（検温等）を実施していただき、発熱等風邪症状のある場合には登校しないでください。
- ・ 同居の家族に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後をふくむ。かかりつけ医や発熱等受診・相談センターに受診・相談をお願いします。）やPCR検査を受けている場合は「出席停止」としますので登校しないでください。

##### (2) 教育活動時における感染防止対策の徹底

- ・ マスクの着用、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底、昼食時の飛沫を飛ばさないよう無言喫食、机の距離を開けるなどの指導を引き続き徹底します。

##### (3) 県外での活動について

- ・ 県外において、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動規制を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を行いません。県外での活動を実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討した上で実施します。

#### 2 部活動について【令和3年7月12日（月）以降】

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、夏季休業日（7月20日）までは、県内のみ部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。夏期休業中は、上記1（3）を踏まえた上で、活動を認める。

なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する。

- (2) 活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。

#### 3 熱中症対策について

環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」などを参考に、感染症対策に注意しながら、適切な水分補給や休憩、マスクを外しての活動など屋内外においての熱中症対策を講じていきます。

#### 4 その他

- (1) 不要不急の外出は慎むようにしてください。また、学習塾など習い事についても事業者の実施する感染症対策を守り、マスクの着用や速やかな帰宅など感染予防対策に努めるようお願いします。

- (2) 休日等学校に電話のつながらない時間帯の新型コロナウイルス感染症に関わる連絡は、すでにお知らせしているメールアドレス（Kenama2021@gmail.com）にご連絡ください。